

平成 28 年

第 12 回 定例委員会

会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 28 年 第 12 回 <u>定例</u> ・臨時委員会 会議録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 28 年 8 月 25 日 午前・ <u>後</u> 1 時 30 分		佐渡市役所 両津支所 3 階 第 2 会議室
閉会日時	平成 28 年 8 月 25 日 午前・ <u>後</u> 2 時 57 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
1 番委員 佐藤 辰夫			仲川 正道
2 番委員 仲川 正道			金子 眞理
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 欠 員			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 書記(庶務係)土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行 課長補佐 後藤 康吉	
傍 聴 人	有 <u>無</u>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 37 号 佐渡市佐和田地区公民館長の委嘱について 議案第 38 号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 39 号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 40 号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 41 号 佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について 議案第 42 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分について 議案第 43 号 損害賠償の額を定めることについて <協議事項> なし <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 その他 <その他> 次回定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

議事の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<p>本定例教育委員会は、午後 1 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成 28 年第 12 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めに、日程第 1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 21 条の規定により、仲川委員と金子委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第 37 号「佐渡市佐和田地区公民館長の辞職について」を議題といたします。本議案は人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ 全員挙手であります。 ・ それでは、議案第 37 号を秘密会とすることといたします。 ・ (秘密会)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第 3、議案第 38 号「佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ それでは、2 ページ、3 ページをご覧ください。佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。これまでもご説明をまいりました佐和田地区の学校統合、沢根小学校と河原田小学校の統合について、保護者並びに地元の同意が得られたということで、このたび平成 30 年 4 月 1 日の統合に向け、条例を改正するものでございます。 ・ 改正の内容は、別表中、「沢根小学校、河原田小学校」と表記してあるものを「河原田小学校」に改正するものであります。以上です。 ・ 質疑等はございますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧といたしますか、現在学番 1 番から 10 番までが前浜小学校、金泉小学校、11 番高千小学校、12 番沢根小となっているかと思いますが、これは 30 年 4 月 1 日から 12 番の沢根小学校が抜けて、河原田小学校が 12 番ということで欠番なしで詰めて、前送りですね。 ・ 前送りです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 佐藤委員長 ・ 山田管理主事 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 小学校が 23 小学校という形になる。 ・ その前に、29 年度に両尾小学校が統合になりますので、まず 23 校と来年度は一旦なり、その平成 30 年 4 月 1 日からは 22 校ということになります。 ・ ありがとうございます。そうすると欠番なしで詰めていくということですね。わかりました。ありがとうございます。 ・ ほかに質疑等はございませんでしょうか。 ・ 質疑なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ござい

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<p>ませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 38 号「佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 4、議案第 39 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ それでは、お手元の資料の 5、6、7 ページです。よろしくお願ひします。 ・ 議案第 39 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」ということであります。市役所両津支所、ここでございますけれども、この支所につきましては、老朽化によりまして解体工事を行うこととなります。それに伴いまして、同支所内にある教育委員会事務所を他施設へ移転することにより、事務所内にある佐渡市公民館の位置を変更する必要があるため、佐渡市公民館の位置を「両津湊 198 番地」から「畑野甲 533 番地」に改めるものです。 ・ なお、この条例の施行日につきましては、事務局が開設となる平成 29 年 1 月 4 日ということであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、お手元の資料の 5、6、7 ページです。よろしくお願ひします。 ・ 議案第 39 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」ということであります。市役所両津支所、ここでございますけれども、この支所につきましては、老朽化によりまして解体工事を行うこととなります。それに伴いまして、同支所内にある教育委員会事務所を他施設へ移転することにより、事務所内にある佐渡市公民館の位置を変更する必要があるため、佐渡市公民館の位置を「両津湊 198 番地」から「畑野甲 533 番地」に改めるものです。 ・ なお、この条例の施行日につきましては、事務局が開設となる平成 29 年 1 月 4 日ということであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。 ・ ただいまの説明に対する質疑等はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 委員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。 ・ 特にないようです。質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 39 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ それでは次に、日程第 5 議案第 40 号「佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 9 ページ、10 ページをご覧ください。「佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例」でございます。今佐渡市教育委員会事務局内に、総合教育センターという教育機関を設置してございます。設置の目的については、教育に関する専門的技術と調査研究と教職員の資質向上のための各種研修会を行っています。そのセンターが教育委員会の事務所内にあるということで、先ほどの公民館と同様に畑野に移るということで住所の変更、「畑野甲 533 番地」に改正するという内容でございます。 ・ 施行の期日は、公民館同様 1 月 4 日としたいということです。 ・ 以上です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの説明に対する質疑等はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 40 号「佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 6 議案第 41 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について」を議題といたします。 ・ 議案第 41 号及び議案第 42 号は、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員挙手であります。 ・ それでは、議案第 41 号及び議案第 42 号は秘密会とすることといたします。 ・ （秘密会）
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第 8、議案第 43 号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、追加目次の 17 ページから 18、19 ページになります。 ・ 議案第 43 号「損害賠償の額を定めることについて」であります。本案につきましては、平成 22 年 8 月 28 日、赤泊の臨海運動公園赤泊プールにおいて発生しました事故に関し、相手方との和解により損害賠償金を支払うことについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び 13 号の規定により議会の議決が必要なため、9 月議会定例会に提案するというものであります。 ・ 事故の状況につきましては、赤泊プールにおいて、相手方の父が逆飛び込み、頭から通常水中に飛び込むことを逆飛び込みと言うそうです。それを行ったところ、プールの底に頭部ないし顔面を衝突させ、傷害を受けて、後に死亡したということであります。裁判官から提出されました和解案の内容につきましては、本件事故について佐渡市にはプールの対応に当たり常時監視体制が可能な体制を整備すべき義務を怠った過失があると認める。相手方の父にも相当程度の過失があったことを前提に、和解による解決であることを踏まえ、その割合を 7 割 5 分とし、相手方の父、原告の方が 7 割 5 分、それから佐渡市の方が 2 割 5 分ということで、相当分の弁護士の費用及び遅延損害金も加味して、佐渡市が相手方に 1,400 万円を支払うというものであります。 ・ 市としましては、当時の監視体制に不備があったと認めた上で、原告側

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・後藤社会教育課長補佐</p> <p>・仲川委員</p> <p>・後藤社会教育課長補佐</p> <p>・佐藤委員長</p>	<p>は小学生の子ども1人になるということでありまして、原告につきましては、事故に遭われた本人とその奥さんがおりますけれども、奥さんにつきましては、平成26年3月15日に亡くなられておりますし、また原告につきましては、平成27年6月3日に亡くなられておりまして、その訴訟も早急ということで、先ほど言いました小学生の子どもが1人ということでありまして、そういうことになっていることから、和解についても早目に解決したいと、した方が望ましいという判断をいたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、原告側もこの裁判長の和解案を了解しているということでありまして、今回議会の議案にしたいということに至ったということでありまして。 ・ それで、内容については18ページ、別紙ということで損害賠償の相手方、亡くなったというこの女性、それから先ほど言いました損害賠償額が1,400万円です。事故の概要ですが、事故の発生日は、平成22年8月28日の正午頃ということでありまして。事故の発現場所は赤泊臨海運動公園の赤泊プールということで、事故の状況は先ほどお話ししたとおりでありまして、和解の内容についても今述べたとおりであります。ご一読いただければと思っております。 ・ 19ページが裁判所から提示された和解案ということで、平成28年6月24日に出ております。黒くなっているところは、名前を伏せてありますけれども、1、2、3というような形で裁判所からの提示和解案が出されたということでありまして。よろしく願いいたします。 ・ それでは、質疑等ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。 ・ 過失割合7.5対2.5で、2.5が佐渡市の過失だという調停案、和解案だという言い方をしましたが、基本的なことの質問ですが、市営のプールについては、常時監視員がいたとして仮定して、逆飛び込みは禁止されているのですか。それを止めることはできるのですか。 ・ 教育委員会社会教育課の方でいくつかプールを持っておりまして、共通の管理マニュアルを作成しております。その中で、プールの飛び込みについては、許可を得てからやってくださいということで原則禁止です。許可ができる条件というのは、例えば水泳の教室で飛び込みをやるとか、そういう水泳教室みたいなときだけ限定的に許可するということです。ですから、今回はフリーの状態ですので、原則禁止の状態での飛び込みされたという状態になっています。 ・ ということは、飛び込まないでくださいという、あるいは飛び込み禁止というような何か表示はあったと解釈していいのですか。 ・ その当時のプールの看板で、飛び込みについては断ってからやってくださいということで、断らない以上は禁止というのが看板には表示されております。ですが、若干字が見えにくかったという失点はございます。 ・ 一つ私も聞かせてください。「常時監視が可能な状態の義務を怠った」というこのことなのですが、このことと「逆飛び込みでプール底に頭部、顔面
---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・ 後藤社会教育課長補佐 	<p>を打ちつけたということ」と、どうも何かフィットしていないというか、納得ができないというか、飛び込んではいけない、深さが浅かったということなのか、この辺りもう少し教えていただけますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、その当時の体制ですけれども、赤泊プールについては、管理する人員が1名でした。つまり業務としては、お客さんからお金をもらったり、名簿に記録していただく管理人としての業務と、プールサイドにいて、ちゃんと安全にやってくださいねと監視する業務と2つを兼ねて1名がやっていたというのが実情です。そこで、監視の体制がプールサイドにいつもいなかったという意味で、完全ではなかったというのが裁判所の判断です。実態としましては、1日に10名以下、少ない時は2人ぐらいしかお客さんが来ないものですから、お金だけもらって、あとプールサイドを歩いていくと、それで監視は十分だというのが当時の判断でした。ですが、あくまでも客観的に見ますと、プールサイドにずっといるわけではなかったということで、監視体制の不備という指摘であります。 ・ 2点目が、監視員がいれば事故とどういう関係があったかというのは、裁判所の独特な言い回しなのですけれども、佐渡市が監視体制をしっかりとしていれば、この事故を防ぐことができたとは言い切れないと、そういう可能性を言うのですけれども、要はそばにいて注意すればもしかしたら防げたかもしれない、この事故を防ぐことができたとは言い切れないということで、そこは総合的に佐渡市の方の過失ということで、これが2割5分と判断されたわけであります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 後藤社会教育課長補佐 ・ 仲川委員 ・ 後藤社会教育課長補佐 ・ 佐藤委員長 ・ 委員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この事故が起こった時のこの方はおいくつだったのですか。 ・ その当時36歳の方でした。男性でございます。 ・ 相当水泳については熟練しているというか、そういう状況はありますか。 ・ この方はその当時佐渡に住んでおられて、トライアスロンに出場した経験がございます。それで、水泳も十分上手だったという方でございます。 ・ 他に質疑ございますか。 ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第43号「損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第9、報告事項、学校の諸問題についてですが、本事項は人事及び児童生徒の個人情報に関する内容を含みますので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 ・ ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 全員挙手です。 ・ それでは、報告事項 1 を秘密会とすることといたします。 ・ (秘密会) ・ その他、ほかにございますでしょうか。 ・ なし。 ・ それでは、以上で全ての議案を終了いたします。 ・ 続いて、次回の定例会について、事務局お願いしていいですか。 ・ 議会の最終日が 28 日を予定しております。したがって、29、30 のいずれかの日で考えています。 ・ それでは、次回の定例会は 9 月 29 日あるいは 30 日で調整をお願いします。開会時刻は 13 時 30 分よりということであります。 ・ それでは、以上で平成 28 年第 12 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。 ・ 定例教育委員会を終了した。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------